

(平成21年1月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 1 日から平成元年 6 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和 61 年 11 月から平成元年 6 月まで株式会社Aに勤務し、印鑑の販売、営業を行っており、厚生年金保険料は給料から控除されていたので、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について厚生年金保険料を控除されていたことを示す給料明細書等の関連資料は無く、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、申立人が勤務していたとする事業所の元事業主は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、社会保険庁の記録のとおり、昭和 61 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後は、国民年金に加入していることから、申立人の厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」と証言している。

さらに、申立期間当時、当該事業所に勤務していた元同僚は、申立期間について厚生年金保険には加入しておらず、国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間について、雇用保険の被保険者であったことが確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 34 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は、昭和 32 年に中学を卒業後、A 株式会社就職したが、社会保険庁の記録では、34 年 3 月から厚生年金保険に加入したことになっている。
申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、元同僚からの証言及び申立人から提出のあった当時の写真等により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人から提出のあった給与明細書上、厚生年金保険料の控除の事実が確認できるものの、記載されている保険料の控除額等から、当該明細書は申立人について厚生年金保険の加入記録が確認できる申立期間後のものであると判断され、申立期間について保険料が控除されていたことを示す関連資料は見当たらず、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、当該事業所では、「当時の書類関係はすべて廃棄され残っておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明。」と回答しており、申立てを裏付ける関連資料を入手することができないほか、申立人の元同僚からも申立人の勤務期間を特定できる具体的な証言は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に

健康保険の整理番号の欠番は無く、申立期間当時、申立人の厚生年金保険の加入手続が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月 15 日から 35 年 4 月 1 日まで
② 昭和 38 年 11 月 20 日から 39 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 11 月 15 日から 40 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。

私は、昭和 33 年 11 月 17 日から 41 年 4 月 1 日までのいずれの年も、冬期間は、当時、A 県 B 町にあった C 株式会社（現在は、D 有限会社。以下同じ。）で季節労働者として勤務していた。厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いが、私と同様に勤務していた元同僚に厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所の代表取締役社長、元事務員及び元同僚 4 人の証言から、申立人は、申立期間について当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除について具体的に記憶していないことに加え、当該事業所の代表取締役社長、元事務員及び元同僚から聴取しても申立てを裏付ける証言を得ることができず、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁の職歴審査照会回答票を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、同名簿の健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、E 市が保管する年金被保険者台帳及び社会保険庁の記録上、申立

人は申立期間②及び③について、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。